

子育て短期支援事業のご案内

保護者が疾病などの事由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童福祉施設でお預かりします。

■対象となる児童

- 市内に居住する18歳未満の児童で、当該児童の保護者が次の各号のいずれかの事由に該当するものとする。
- (1) 疾病などの健康上の事由
- (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、または育児不安などの身体上もしくは精神上の事由
- (3) 出産・看護・事故・災害・失踪などの家庭養育上の事由
- (4) 冠婚葬祭・転勤・出張・学校

家庭児童相談

家庭児童相談室では、子ども(18歳未満)の養育に関する悩みごと、子どもにかかわる家庭の人間関係など、児童福祉に関する相談に応じています。

【相談日】月～金曜日(開庁日)

ひとり親相談

母子家庭・寡婦・父子家庭の方の生活全般の悩みなど、自立に向けた総合的な相談に、母子自立支援員が応じます。また、母子寡婦福祉資金貸付に関する情報提供

供などにも応じています。

【相談日】月～水曜日(開庁日)

○家庭児童相談・ひとり親相談に共通する事項

相談内容は秘密厳守されます。

▼相談方法：電話相談・面接相談

▼相談場所

伊奈庁舎子ども福祉課・相談室

▼相談電話

☎ 58・2111 (内線420)

6・4207)

▼相談時間：午前9時～午後4時30分

※予約できる方は事前に予約してください。費用は一切無料です。

などの公的行事への参加などの社会的な事由
(5) 経済的な問題などにより、緊急または一時的に児童の養育などが必要とする場合

■利用施設

- ・社会福祉法人茨城県道心園(土浦市並木3丁目18番5号)
- ・社会福祉法人同仁会(つくば市高崎802-1)

■利用期間

原則一回の利用につき7日以内
■利用料(児童一人につき、1日当たりの金額)

○生活保護世帯：無料

○非課税世帯・父子家庭世帯・母子家庭世帯および養育者世帯：2歳未満の児童は1100円、2歳以上の児童は1000円

○その他の世帯

2歳未満の児童は5350円、2歳以上の児童は2750円

■申請に必要なもの

- ・子育て短期支援事業利用申請書(子ども福祉課の窓口)
- ・非課税世帯は「非課税証明書」の添付・印鑑

58 問 伊奈庁舎子ども福祉課 ☎ 2111 (内線4206)



市立保育所では、就学前の乳幼児とその保護者および出産前の妊産婦の方を対象に「あそびのひろば」を実施しています。

◎月に1度、保育所で身体測定が受けられます。

◎5保育所共通(谷和原第2保育所を除く)のポイントカードを発行します。ポイントをまとめてプレゼントをゲットしましょう。

◎毎月各保育所で誕生会を行います。誕生月のお子さんだけでなく誰でも参加できます。(誕生月のお子さんには、プレゼントがあります)

お気軽にお越しください。

◎あそびのひろば 時間：午前10時～11時

保育所	7月	8月	9月	10月
伊奈第1保育所 山王新田1253 ☎ 58 - 2422	耐震工事により中止します	8日(月) 水遊びをしよう	20日(火) 9月♪誕生会	24日(月) 運動会ごっこをしよう
伊奈第2保育所 小張4705 ☎ 58 - 1025	4日(月) 砂遊びをしよう	18日(木) ふれあい遊びをしよう	13日(火) ごっこ遊びをしよう	27日(木) 10月♪誕生会
伊奈第3保育所 長渡呂新田715 ☎ 58 - 1597	21日(木) 夏まつりに参加しよう	25日(木) リズム遊びをしよう	21日(水) 作って遊ぼう	6日(木) お店屋さんごっこに参加しよう
伊奈第4保育所 狸六1072-45 ☎ 58 - 6002	25日(月) 7月♪誕生会	24日(水) 鑑賞会に参加しよう	28日(水) お店屋さんごっこに参加しよう	12日(水) お庭で遊ぼう
谷和原第1保育所 仁左衛門新田641 ☎ 52 - 2100	8日(金) 夏まつりに参加しよう	29日(月) 8月♪誕生会	30日(金) お店屋さんごっこに参加しよう	24日(月) 秋の散歩に行こう
谷和原第2保育所 上小目600 ☎ 52 - 4217	子育て支援室「フラワー」 上小目600 ☎ 52 - 3966	月～金曜	午前9時30分～11時30分	
		月・水・金 (午後2時30分～3時30分は園庭で遊べます)	午後2時30分～4時	
子育て支援室「おひさま」 紫峰ヶ丘4-4-1 ☎ 57 - 0502		火～土曜	午前9時30分～11時30分 午後1時～4時 (月曜日が祝日の場合は変更あり)	

◎このほか、毎日園庭開放も行っています。ぜひ、ご利用ください。

◎上記内容は変更になる場合があります。